

静岡県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第7号

静岡県立学校設置条例の一部を改正する条例

静岡県立学校設置条例（昭和39年静岡県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第3 (略)		別表第3 (略)	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)		(略)	
静岡県立東部特別支援学校	(略)	静岡県立東部特別支援学校	(略)
静岡県立伊豆の国特別支援学校		静岡県立伊豆の国特別支援学校	伊豆の国市
静岡県立御殿場特別支援学校	(略)	静岡県立御殿場特別支援学校	(略)
(略)		(略)	
静岡県立西部特別支援学校	(略)	静岡県立西部特別支援学校	(略)
静岡県立浜名特別支援学校	(略)	静岡県立浜松みをつくし特別支援学校	浜松市
		静岡県立浜名特別支援学校	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。